

犬の登録・狂犬病予防注射

岡町民福祉課 環境係 ☎ 52-5810

狂犬病予防法により、生後3カ月以上の飼犬は必ず登録を行うとともに、毎年、狂犬病の予防注射を受けなければなりません。

平成28年度の狂犬病予防注射を次の日程で実施しますので、最寄りの会場に犬をつれてお越しください。



- ◎登録済の人には、受付票(お知らせのハガキ)を送付しますので、受付票と料金を持参してください。
- ◎まだ登録していない人や新たに犬を飼った人は、町民福祉課環境係または各公民館に備え付けの畜犬新規受付票に記入の上、料金とともに持参してください。

■対象

生後3カ月(91日)以上の犬

■1頭当たりの料金

2,950円 (注射料金、注射済票代金)

※新規登録の場合は、この他に登録手数料3,000円が必要となります。

狂犬病予防注射日時および場所 (雨天決行)

4月
20日
(水)

時間	場所	時間	場所
9:00 ~ 9:10	平田(小田宅前)	10:50 ~ 10:55	西山旧作業所
9:15 ~ 9:20	木地公会堂前	11:00 ~ 11:05	旧真殿倉庫
9:25 ~ 9:35	宿井(石城山上り口)	11:10 ~ 11:15	大田(国近宅下)
9:40 ~ 9:50	新宿井集会所	11:20 ~ 11:30	川西(岡本宅前)
9:55 ~ 10:00	石の口(円満寺境内)	11:35 ~ 11:40	国木分館
10:05 ~ 10:10	吉水集会所	13:10 ~ 13:20	中西(落合商店前)
10:15 ~ 10:20	犬田(好川宅前)	13:25 ~ 13:40	西田布施公民館
10:25 ~ 10:30	原公会堂	13:50 ~ 13:55	竹部(小野宅前)
10:35 ~ 10:45	城南公民館	14:00 ~ 14:10	中央公民館

4月
21日
(木)

9:00 ~ 9:15	上グ(専福寺境内)	13:10 ~ 13:20	見田団地集会所周辺
9:20 ~ 9:35	東田布施公民館	13:15 ~ 13:20	馬島集会所前
9:40 ~ 9:45	八和田会館	13:25 ~ 13:35	麻里府公民館
9:50 ~ 10:00	天王原(高木商店横)	13:40 ~ 13:45	中郷公会堂
10:20 ~ 10:25	小行司公民館下	13:50 ~ 13:55	上組(宮本宅前)
10:30 ~ 10:35	市明(河村宅前)	14:00 ~ 14:05	竹尾(永久商店前)
11:00 ~ 11:20	麻郷団地集会所周辺	14:15 ~ 14:20	矢蔵公会堂跡地
11:25 ~ 11:45	麻郷公民館	14:25 ~ 14:35	名石地区集会所

4月
22日
(金)

9:00 ~ 9:10	奈良公会堂	11:05 ~ 11:10	浜城(ふじもり商店前)
9:15 ~ 9:35	麻郷福祉会館	11:20 ~ 11:30	給食センター前空地
9:40 ~ 9:55	新川(井原建設前)	11:35 ~ 11:45	旧田布施農林事務所
10:00 ~ 10:15	高塔公会堂	13:10 ~ 13:15	波野団地集会所(ジャンテ横)
10:20 ~ 10:25	八海公会堂	13:20 ~ 13:35	天神(天神様空地)
10:30 ~ 10:45	鳥越(クワハラ商店横)	13:40 ~ 13:55	山口銀行横
10:50 ~ 11:00	泊団地(水田宅前)		

※当日、犬の調子が悪いようであれば狂犬病予防注射の間診票を用意していますので、記入の上獣医師にご相談ください。

※ご不明な点は、町民福祉課環境係(☎窓口)にお問い合わせください。

○期間中に予防注射を受けることができない場合

最寄りの獣医で受け、注射済証明書を持参の上、町民福祉課環境係に届け出てください。

○飼い犬が死亡したときや、住所を変更した場合

お早めに町民福祉課環境係まで届け出てください。

軽自動車税の税率が変更となります

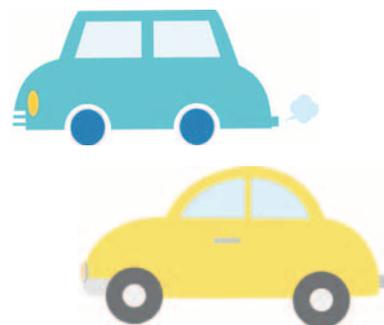
☎税務課 課税係 ☎52-5804

平成26年度および平成27年度の税制改正において、軽自動車と小型普通自動車の税負担水準格差の見直しや、グリーン化を進める観点から、軽自動車税の引き上げなどが行われました。

田布施町においても、この改正を踏まえた町税条例の改正により、軽自動車税の税率が次のとおり変更となります。

【原動機付自転車など】

車両の種類		税額(年額)
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪	125cc超250cc以下	3,600円
小型二輪自動車	250cc超	6,000円



【軽自動車】

車両の種類			税額(年額)		
			H27.3.31以前に最初の 新規検査を受けた車両	H27.4.1以降に最初の 新規検査を受けた車両	最初の新規検査から 13年を経過した車両
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

車両の種類			税額(年額)		
			グリーン化特例対象車(平成28年度分のみ)		
			電気軽自動車・天然 ガス軽自動車(※1)	ガソリン車・ハイブリッド車	
基準1(※2)	基準2(※3)				
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円

※1 平成21年排出ガス規制に適合し、平成21年排出ガス基準より10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

※2 【乗用】平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

※3 【乗用】平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
【貨物用】平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

■「最初の新規検査」とは

初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたときの検査をいいます。

最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄で確認することができます。

■「グリーン化特例対象車」とは

平成27年4月1日～平成28年3月31日に最初の新規検査を受けた車両で、一定の環境性能を有するものことです。平成28年度分に限り、軽自動車税を軽減する特例措置が適用されます。